

エクエーター原則/赤道原則 2020年7月

プロジェクトにおける環境・社会リスクを特定、評価、管理するための金融業界基準

www.equator-principles.com

エクエーター原則/赤道原則の日本語訳についてのおことわり

本文書は、原文である“THE EQUATOR PRINCIPLES JULY 2020”の日本語訳であり、正文はあくまでも原文（英文）です。

日本語訳の作成にあたっては、十分な注意を払っておりますが、その内容の完全性、正確性、安全性、有用性、特定目的への整合性については、いかなる保証も行わないものではありません。利用者がかかる日本語訳を利用することにより被るいかなる損害についてもエクエーター原則/赤道原則協会は、一切の責任を負いません。予めご了承ください。

(和訳注)

- ・ エクエーター原則/赤道原則 (Equator Principles : EP)
- ・ エクエーター原則/赤道原則採択金融機関 (Equator Principles Financial Institution : EPFI)

目次

| | |
|---|----|
| プロジェクトにおける環境・社会リスクを特定、評価、管理するための金融業界基準..... | 1 |
| 目次..... | 1 |
| I. 前文..... | 2 |
| II. 適用範囲..... | 3 |
| III. アプローチ..... | 4 |
| IV. 原則..... | 5 |
| 原則1：レビュー、およびカテゴリー付与..... | 5 |
| 原則2：環境・社会アセスメント..... | 5 |
| 原則3：適用される環境・社会基準..... | 6 |
| 原則4：環境・社会マネジメントシステムと、エクエーター原則/赤道原則アクション..... | 7 |
| 原則5：ステークホルダー・エンゲージメント..... | 7 |
| 原則6：苦情処理メカニズム..... | 8 |
| 原則7：独立した環境・社会コンサルタントによるレビュー..... | 8 |
| 原則8：誓約条項（コベナンツ）..... | 9 |
| 原則9：独立した環境・社会コンサルタントによるモニタリングと報告の検証..... | 9 |
| 原則10：情報開示と透明性..... | 10 |
| V. 免責条項..... | 10 |
| 付属書 エクエーター原則/赤道原則適用に関する要求事項..... | 11 |
| 付属書 A – 気候変動：代替案分析、温室効果ガス排出量の算定と情報開示..... | 11 |
| 代替案分析..... | 11 |
| 排出量算定と情報開示..... | 11 |
| 付属書 B – エクエーター原則/赤道原則採択金融機関による情報開示に係る最低要件..... | 13 |
| EP 適用件数と実施状況に関する開示..... | 13 |
| プロジェクトファイナンスにおける個別プロジェクトのデータ開示（該当するリファイナンスと買収ファイナンスも含む）..... | 14 |
| 別紙 補足情報..... | 15 |
| 別紙 I 用語集..... | 15 |
| 別紙 II 環境・社会アセスメント文書に記載すべき、潜在的な環境・社会問題について..... | 22 |
| 別紙 III 環境・社会の持続性可能性に関する IFC パフォーマンススタンダードと、世界銀行グループの環境・衛生・安全に関するガイドライン..... | 24 |

I. 前文

大規模なインフラおよび産業に係わるプロジェクトは、人および環境に負の影響を及ぼす可能性がある。我々（金融機関）は資金の貸し手として、また資金調達に関するアドバイザーとして、継続的にかつ顧客と協力して環境・社会に対するリスクと影響を体系的に特定し評価し、管理する。そのような協働は、持続可能な環境および社会の発展を促進し、より進化した金融、環境および社会的成果をもたらすであろう。必要に応じて我々EPFIは、プロジェクト開発ライフサイクルにおいて特定された、潜在的な、もしくは顕在化した負のリスクと影響に対処するよう顧客に働きかける。

我々EPFIは、自らが融資とアドバイスを行うプロジェクトが社会的責任を果たし、健全な環境管理方法に従って開発されることを確実にするためにEPを採択した。我々はEPを適用することで国連の持続可能な開発目標（SDGs）の達成と成果の実現に貢献できると認識する。特に、我々は、プロジェクトがもたらす生態系・地域社会・気候への負の影響は、可能な限り回避されるべきであると信じる。これらへの負の影響が回避できない場合は、その影響は最小化され、緩和され、それでもなお負の影響が残る場合、必要に応じて顧客は人権への影響に対して救済措置を講じ、環境への影響をオフセットすべきである。

この点を踏まえ、プロジェクトに融資する際：

- ・ 我々は、国連のビジネスと人権に関する指導原則（UNGPs）に合致した人権尊重に係る責任を果たすべく人権デューデリジェンスを実施する。
- ・ 我々は、2015年のパリ協定の目標を支持する。またEPに基づき融資されるプロジェクトの潜在的な移行リスクや物理的リスクを評価することにより、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）提言に挙げられているような気候関連情報の開示をさらに進める役割をEPFIとしても担うものと理解する。
- ・ 我々は、生物多様性に関する研究および意思決定のためのエビデンス基盤を充実させるという目的を含め、自然環境保全を支援する。

EPの目的は、金融機関がプロジェクトに融資する際に環境・社会に対するリスクを特定し、評価し、管理するための共通のベースラインおよび枠組みとして機能することである。我々はEPを、プロジェクト関連の融資に係わる、各EPFIの環境・社会配慮のための社内方針、手順、基準に組み入れることを約束する。我々は、顧客が適用されるEPの要求事項を遵守しないプロジェクトに対してはプロジェクトファイナンス、プロジェクト紐付きコーポレートローン（Project-Related Corporate Loan：PRCL）、プロジェクト紐付きリファイナンスもしくはプロジェクト紐付き買収ファイナンスを提供しない。ブリッジローン（Bridge Loan）とプロジェクトファイナンスアドバイザーサービス（Project Finance Advisory Services：FA業務）はプロジェクトの初期段階で提供されるため、顧客がその後に長期資金を求める際には、顧客がEPの要求事項を守る意向を我々に明確に伝えることを求める。また、EPFIは、EP適用対象外ではあるが、それぞれのEPFIの環境・社会リスクポリシー、手続、基準のもとで管理されるような金融商品についても、負の環境社会リスクと影響を特定し、管理し、人権を尊重するというより広範な責任を負っていることを認識する。EPFIは、自らの裁量で、EP適用対象外の金融商品に対しても、EPフレームワークを適用することができる。

EPFIはEPの実施経験に基づき、新たな気づきや新しいグッド・プラクティスをEPに反映するために、EPの内容を定期的に再検討し改定する。

II. 適用範囲

EP は、全ての国・地域、かつ全ての産業セクターが適用対象である。

EP は、新規プロジェクトに関して以下の金融商品・業務¹に対して適用される。

1. プロジェクトファイナンスアドバイザーサービス (FA 業務)。プロジェクト総額が 1,000 万米ドル以上の全ての案件。
2. プロジェクトファイナンス。プロジェクト総額 1,000 万米ドル以上の全ての案件。
3. プロジェクト紐付きコーポレートローン (PRCL)。以下 3 つの条件を全て満たす場合。
 - i. 総借入額の過半が特定のプロジェクトに向かい、かつ、当該プロジェクトの実質的な支配権 (Effective Operational Control) を顧客が (直接的または間接的に) 有する。
 - ii. 総借入額と その EPFI のコミット額 (シンジケーション組成もしくはセルダウ前) がそれぞれ 5,000 万米ドル以上。
 - iii. 貸出期間が 2 年以上。
- 4.ブリッジローン。貸出期間 2 年未満で、上述条件2を満たすプロジェクトファイナンス、もしくは 3を満たすPRCL によってリファイナンスされることを意図したもの。
5. プロジェクト紐付きリファイナンスとプロジェクト紐付き買収ファイナンス。以下 3つの条件を全て満たす場合。
 - i. 当該プロジェクトが過去にEPフレームワークに基づいて融資されている。
 - ii. プロジェクトの規模あるいは目的の重大な変更が無い。
 - iii. 融資契約書の調印時点でプロジェクトが完工していない。

EP は遡及適用を意図していないものの、既存プロジェクトの拡張・改修向け融資の際には、EPFIはこれをEPの適用対象とする。

¹ ここに記載されている5つの金融商品の定義については別紙I (用語集) を参照。

Ⅲ. アプローチ

プロジェクトファイナンスとプロジェクト紐付きコーポレートローン (PRCL)

EPFI は、原則1～原則 10 のうち、該当する要件を満たす案件にのみ、プロジェクトファイナンスおよびPRCL を提供する。

プロジェクト紐付きリファイナンスとプロジェクト紐付き買収ファイナンス

EPFIは、既存の環境社会に関する全ての責務が、新たな融資契約書にも継続的に反映されることを確実にするための合理的な手段を実施することで、プロジェクトに対し該当するEPの要求事項を継続的に適用する。

プロジェクトファイナンスアドバイザーサービス (FA 業務) とブリッジローン

EPFI が FA 業務を提供する場合、もしくはブリッジローンを提供する場合、EPFI は当該プロジェクトに関して顧客にEP の内容、EP の適用、メリットについて理解させる。EPFI は、顧客が後に長期資金を調達する場合、EP の要求事項を満たす意思があることを確約するよう求める。EPFI は顧客が EP を適用するために必要なステップを通して顧客を導き、サポートする。

(原則 1 で定義される) カテゴリーAもしくはカテゴリーBを付与されたプロジェクト向けのブリッジローンについては、以下の要件が適用される：

- ・ プロジェクトがまだ調査段階で、貸出期間中に環境・社会への影響が生じないと見込まれる場合、EPFI は顧客が環境・社会アセスメント (Environmental and Social Assessment) を実施することを確約するよう求める。
- ・ 環境・社会アセスメント文書 (Assessment Documentation) が作成済みで、プロジェクトが貸出期間中に実際に始まると見込まれる場合、EPFI は必要に応じて、顧客と協働して独立した環境・社会コンサルタント (Independent Environmental and Social Consultant) を指名し、(原則 7 に定める) 独立したレビュー (Independent Review) を開始するための業務範囲の設定を検討する。

情報共有

マンデートを取得した EPFI (Mandated EPFIs) は、業務秘密保持制約や然るべき法律・規制を考慮しつつ、EP を整合性がとれた形で適用することのみを目的として、他のマンデートを取得した金融機関 (Mandated Financial Institution) と関連する環境・社会に関する情報を必要に応じて共有する。また、この情報共有は、競合上取り扱いに注意を要する情報は共有対象としない。「適用範囲」で定義された金融商品・業務の提供可否および条件等の一切の判断は各 EPFI 独自のリスク管理方針に応じてなされる。案件を検討している EPFI は時間的な制約のため、他の全ての金融機関が正式にマンデートを取得する前に、上記のような情報共有についての許可を顧客に求めることもありうる。EPFI は、顧客がそのような許可を与えるものと想定している。

IV. 原則

原則1：レビュー、およびカテゴリー付与

プロジェクトに対する融資を打診された場合、EPFIはそのプロジェクトにカテゴリーを付与する。カテゴリーは、人権、気候変動、生物多様性関連も含めた、潜在的な環境・社会に対するリスクと影響の大きさに応じて、社内の環境・社会レビューおよびデューデリジェンスの一環として付与される。このカテゴリー付与は、国際金融公社（IFC）の環境・社会カテゴリー付与のプロセスに基づく。

カテゴリーは以下のとおり：

- カテゴリーA** — 環境・社会に対して重大な負の潜在的リスク、または、影響を及ぼす可能性があり、そのリスクと影響が多様、回復不能、または前例がないプロジェクト。
- カテゴリーB** — 環境・社会に対して限定的な潜在的リスク、または、影響を及ぼす可能性があり、そのリスクと影響の発生件数が少なく、概してその立地に限定され、多くの場合は回復可能であり、かつ、緩和策によって容易に対処可能なプロジェクト。²
- カテゴリーC** — 環境・社会に対しての負のリスク、または、影響が最小限、または全くないプロジェクト。

EPFIの行う環境社会デューデリジェンスは、プロジェクトの性質、規模や段階、および付与されたカテゴリーの環境・社会リスクと影響の大きさに見合ったものである。

原則2：環境・社会アセスメント

EPFIは顧客に対し、適切なアセスメント（Assessment）を実施することを求める。アセスメントは計画されたプロジェクトに関連する環境・社会に対するリスクとその影響の規模に対処するため、EPFIの要求を満たすように実施される（別紙Ⅱのリストに記載のある事項を含むこともある）。アセスメント文書はプロジェクトの性質と規模に応じた適切な方法で負の影響を最小化し、緩和し、それでもなお負の影響が残る場合、労働者、影響を受けるコミュニティ、環境に対するリスクと影響について補償／オフセット／救済する手段を提案する。

アセスメント文書は、顧客、コンサルタント、あるいは外部専門家によって作成されるかに関わらず、環境・社会に対するリスクと影響を適切に、正確に、客観的に評価・提示する。カテゴリーAのプロジェクトと、カテゴリーBのうち必要とされるプロジェクトについてのアセスメント文書には、環境・社会影響評価書（Environmental and Social Impact Assessment：ESIA）が含まれる。追加的に専門的な調査が必要となる場合もある。その他のカテゴリーBと、場合によってはカテゴリーCプロジェクトについても、カテゴリー付与のプロセスにおいて特定されたリスクや影響に関連した、適切なリスク管理基準を適用するといった、限定的もしくは調査対象を絞った環境社会アセスメントが適切な可能性もある。

顧客は、アセスメント文書に含まれる、ESIAもしくは他のアセスメントの一部として、人権に対する潜在的な負の影響と気候変動リスクに関する評価を含めることが期待される。顧客は人権

² カテゴリーBを付与されるプロジェクトの中では、潜在的な環境社会リスクと影響の規模に幅が生じうる。一般的には、高リスクのカテゴリーBプロジェクトは、カテゴリーAプロジェクトと同様に取り扱われ、低リスクのカテゴリーBプロジェクトは、より緩やかな管理制度のもとで取り扱うことも出来る。EPFIは、原則1～10に基づいて、独自の判断に基づき、環境社会リスクおよび影響に対処するために求められるアセスメント文書、レビュー、モニタリングの適切なレベルを決定しなければならない。

に関するリスクと影響を評価する際に、UNGP³を参照すべきであり、また、気候変動リスクアセスメントはTCFDの物理的リスクと移行リスクに沿ったものでなければならない。

気候変動リスクアセスメントは以下の場合に求められる。

- ・ 全ての 카테고리Aと、 카테고리Bのうち必要とされるプロジェクト⁴。TCFDで定義され、該当する物理的リスクの検討を含む。
- ・ 全てのプロジェクトについて、所在地に関係なく、スコープ1（Scope 1 Emissions）とスコープ2（Scope 2 Emissions）合計の温室効果ガス排出量がCO₂換算で年間10万トン超になると見込まれるプロジェクト。（TCFDで定義される）関連する移行リスクの検討および、温室効果ガス（GHG）排出量がより少ない他の選択肢を評価するための代替案分析がなされるべきである。

気候変動リスクアセスメントの深度と性質は、プロジェクトの種類や、重要性や深刻度を含め、リスクの性質によって異なる。代替案分析に関する要件を含む、気候変動リスクアセスメントの概要については付属書Aを参照のこと。

原則3：適用される環境・社会基準

アセスメントのプロセスにおいては、第一に、プロジェクト所在国の環境・社会問題関連法規制、許認可の遵守状況を示さなければならない。

EPFIは多様な市場で活動する。その中には、市民と環境を守るための確固たる環境・社会に関するガバナンス、法制度、組織を有するところもあれば、中にはまだ環境・社会問題を管理するための技術的・組織的な能力が発展途上段階のところもある。

その所在にかかわらず、 카테고리Aと 카테고리Bを付与された全てのプロジェクトについて、EPFIのデューデリジェンスには、プロジェクトと取引がどのようにそれぞれの原則を満たしているかについてのEPFIによるレビューと確認が含まれる。

EPFIは、必要に応じ、独立した環境社会コンサルタントの助言に依拠しながら、プロジェクトの以下の適用基準の遵守について評価する。

1. 「指定国以外の国」（Non-Designated Countries）に所在するプロジェクト：プロジェクトが IFC パフォーマンススタンダード（“IFC Performance Standards on Environmental and Social Sustainability”）と、世界銀行グループの環境・衛生・安全（EHS）ガイドライン（“World Bank Group Environmental, Health and Safety Guidelines”、別紙Ⅲ参照）の基準を満たしているかを評価する。
2. 「指定国」（Designated Countries）に所在するプロジェクト：プロジェクトがその国の環境・社会関連法規制、許認可などを遵守しているかを評価する。

アセスメントのプロセスにおけるレビュー作業では、そのプロジェクトが適用基準を遵守しているか、あるいはその基準から乖離する場合、許容できる範囲におさまっているかどうかをEPFIが納得出来るように確認する。上記の適用基準は、EPFIが要求する最低限の水準である。加えて、指定国に所在するプロジェクトについては、EPFI⁵は、当該プロジェクト固有のリスクを評価し、それらのリスクに対応するため、所在国の法律に加え、IFCパフォーマンススタンダードのいずれか、または複数の条項をガイダンスとして使用可能かどうかを決定する。

EPFIは、自らの判断において、プロジェクト特有のリスクについて、追加的な基準に基づいたデューデリジェンスを更に実施し、追加的な要件を適用することができる。

³ 特に17～21段落目

⁴ 脚注2を参照

⁵ 全ての 카테고리Aと、 카테고리Bのうち必要とされるプロジェクトにつき、独立した環境社会コンサルタントによるサポートを受ける。

原則 4：環境・社会マネジメントシステムと、エクエーター原則/赤道原則アクションプラン

カテゴリ-A もしくはカテゴリ-B を付与された全てのプロジェクト⁶について、EPFI は顧客に対して環境・社会マネジメントシステム（**Environmental and Social Management System : ESMS**）を構築し、維持運用することを求める。

さらに顧客は、アセスメントのプロセスにおいて提起された課題に取り組み、適用基準の遵守に必要な対策を導入するための環境・社会マネジメントプラン（**Environmental and Social Management Plan : ESMP**）を準備する。適用基準が、EPFI が納得するように満たされない場合、顧客と EPFI は EP アクションプラン（**Equator Principles Action Plan : EPAP**）について合意する。EPAPは、適用基準に沿った EPFI の要求に満たない点とそれを満たすための顧客のコミットメントをまとめたものである。

原則 5：ステークホルダー・エンゲージメント

カテゴリ-A もしくはカテゴリ-B を付与された全てのプロジェクトについて、EPFI は顧客が、影響を受ける地域社会、労働者、および必要に応じてその他のステークホルダー（**Other Stakeholders**）に対して、効果的なステークホルダー・エンゲージメント（**Stakeholder Engagement**）を体系的にかつ文化的に適切な方法で継続的に実施することを求める。

プロジェクトが、影響を受ける地域社会に対して重大な負の影響を与える可能性がある時、顧客は影響を受ける地域社会に対して十分な情報を提供した上での協議と参画（**Informed Consultation and Participation**）のプロセスを取る。顧客は、プロジェクトのリスクと影響、プロジェクトの開発段階、影響を受ける地域社会が望む言語、地域社会の意思決定プロセス、不利な条件におかれ社会的に弱い立場のグループのニーズに応じながら協議プロセスを調整する。この過程において外部からの操作、干渉、強制、脅迫があってはならない。

ステークホルダー・エンゲージメントを促すため、顧客はプロジェクトのリスクと影響に応じて適切なアセスメント文書を、影響を受ける地域社会と必要に応じて他のステークホルダーが、現地語で文化的に適切な方法で容易に入手できるようにする。顧客は、合意されたあらゆる対策を含むステークホルダー・エンゲージメントのプロセスの結果を考慮し、記録する。環境・社会に対するリスクと負の影響に関する情報はアセスメントの初期段階、遅くともプロジェクトの建設が始まる前には必ず開示され、かつその後も継続的に開示されなければならない。

EPFI は、プロジェクトの影響を受ける地域社会の中で、先住民族は脆弱な立場にある可能性があると認識する。先住民族に影響を与える全てのプロジェクトは、十分な情報提供を受けた上での協議と参画プロセスを必要とする。それらのプロジェクトは、プロジェクト所在国の先住民族の権利と保護に係る当該国の法律、および当該国が国際法に則り履行する義務を負う法律を遵守しなければならない。IFC パフォーマンススタンダード第 7 項の13～17節は、次のいずれかに該当する場合、先住民族の自由意思による、事前の十分な情報に基づく同意（**Free, Prior and Informed Consent : FPIC**）⁷が求められる特別な状況としている：

- ・ 先住民族が伝統的に領有、または、慣習的に使用している土地と自然資源に対する影響があるプロジェクト

⁶ 脚注2を参照

⁷ FPIC について普遍的に受け入れられた定義は存在しない。FPIC は顧客と影響を受ける先住民族のコミュニティーの間での善意ある交渉を通じて、情報を得た上での協議と参画プロセスを拡大し、意思決定において先住民族の意味ある参加を確実にし、合意を得ることに焦点を当てる。FPIC は影響を受ける先住民族全員の合意を必要とするものではなく、個人もしくは少数グループに拒否権を与えるものでもない。顧客に対しては彼らがコントロールできない事柄について合意することは求めない。FPIC を達成するための手順は IFC パフォーマンススタンダードの第7項に記載されている。

- ・ 伝統的に領有、または、慣習的に使用している土地と自然資源からの先住民族の移転を必要とするプロジェクト
- ・ 先住民族のアイデンティティにとって不可欠な重要な文化遺産に著しい影響があるプロジェクト
- ・ 商業的な目的で彼らの文化遺産を使用するプロジェクト

EPFIは、上記のような特別な状況下にある、全世界のプロジェクトにおいて、適格な独立したコンサルタント⁸が、先住民族とのコンサルテーションプロセスとその結果を、所在国の法律およびIFCパフォーマンススタンダード第7項の要求事項に照らして評価することを求める。

所在国政府がステークホルダー・エンゲージメント（先住民族に対するものを含む）に責任を負っている場合、IFCパフォーマンススタンダード第7項の要求事項に沿った結果を達成できるよう、EPFIは、顧客が活動の計画・実行・モニタリング期間において、管轄する政府機関に許される範囲内で当機関と協働することを求める。

IFCパフォーマンススタンダード第7項のコンサルテーションの要求事項を満たす、誠意ある交渉が実施され、記録されたものの、FPICの取得が明確でない場合、EPFIは、コンサルタントからの助言も考慮に入れ、IFCパフォーマンススタンダード第7項からの乖離が許容できる範囲に収まっているか、また顧客が乖離を埋めるための追加的な是正措置を取るべきかを判断する。

原則6：苦情処理メカニズム

全ての 카테고리A のプロジェクトと、 카테고리B プロジェクトのうち必要とされるプロジェクトについて、EPFIは、ESMSの一環として顧客が、影響を受ける地域社会および労働者のための実効性のある苦情処理メカニズムを構築することを要求する。これは、必要に応じて、プロジェクトによるこれまでの環境・社会面の配慮についての懸念と苦情を受け付け、問題解決に努めることが目的である。

苦情処理メカニズムは、プロジェクトのリスクと影響の度合いに応じて構築され、懸念事項を速やかに解消するように努める仕組みである。その協議プロセスはわかりやすく、透明性が高く、文化的に適切で、直ちに利用可能な、無料、かつ懸念事項を最初に提起した者が報復を受けないことを特徴とする。もっともこのメカニズムがあるからといって、司法または行政による救済措置を利用することが妨げられてはならない。顧客は、影響を受ける地域社会と労働者に対し、ステークホルダー・エンゲージメントのプロセスの一環としてこの苦情処理メカニズムについて周知する⁹。

原則7：独立した環境・社会コンサルタントによるレビュー

プロジェクトファイナンスとプロジェクト紐付きコーポレートローンの場合

全ての 카테고리A のプロジェクトと、 카테고리B プロジェクトのうち必要とされるプロジェクトについて、EPFIのデューデリジェンスを補完し、EPの遵守状況を見極めるために、独立した環境・社会コンサルタントが、ESMP、ESMS、ステークホルダー・エンゲージメントのプロセスを記録した文書を含むアセスメントプロセスの独立したレビューを行う。また、独立した環境・社会コンサルタントは、プロジェクトがEPを遵守できるような適切なEPAPを提案するか、見解を示す。あるいは適用基準から乖離する場合、許容できる範囲に収まっていることを指摘する。コンサルタントは、プロジェクトに関連する環境社会リスクおよび影響の評価に関する専門性を証明できなければならない。

⁸ 独立した環境社会コンサルタントでも、リーガルアドバイザーを含む、他の適格な独立したコンサルタントでも良い。

⁹ 実効性のある苦情処理メカニズムの基準を示す追加的ガイダンスは、UNGPの原則29、31、および関連する注釈が参考となる。

カテゴリーB のプロジェクトについては、EPFI は独立した環境・社会コンサルタントによるレビューが必要かどうかの決定に際し、国際開発金融機関、あるいは OECD の ECA（輸出信用機関）がデューデリジェンスを実施している場合、その結果を考慮に入れることも可能である。

原則 8：誓約条項（コベナンツ）

EP の重要な強みは、同原則の遵守に関連するコベナンツを盛り込むことである。

全てのプロジェクトにおいて、顧客が環境・社会に関するコベナンツを遵守していない場合、EPFI は、コベナンツの遵守を回復するよう、是正措置について顧客と取り組む。また、顧客が、合意された猶予期間中に、コベナンツの遵守を回復できない場合、EPFI は、適切だと判断した場合は、期限の利益の喪失の通知を含む、是正措置を取る権利を保持する。

プロジェクトファイナンスとプロジェクト紐付きコーポレートローンの場合

顧客は、全ての重要事項において、あらゆる関連する所在国の環境・社会関連法規制、許認可を遵守することを融資契約書に盛り込む。

さらに、カテゴリーA もしくは B を付与された全てのプロジェクトについて、顧客は以下のコベナンツを融資契約書に盛り込む。

- a) プロジェクトの建設と操業期間を通じて、顧客は全ての重要事項に関し、ESMP と、（作成される場合は）EPAP を遵守する。
- b) 顧客は、社内スタッフまたは第三者の専門家によって作成される定期報告書を、EPFI と合意した様式で提出する（報告頻度は、影響の大きさに見合ったもの、または法律の定めに従うものとするが、少なくとも年一回以上とする）。その定期報告書は、(i) ESMP と（作成される場合は）EPAP の遵守状況、(ii) 環境・社会に関するその地域、州、国の環境・社会に関する法、規制、許認可の遵守状況について記載する。
- c) 顧客は、廃棄計画が作成された場合、必要に応じて合意した廃棄計画に従って、施設を廃棄する。

プロジェクト紐付きリファイナンスとプロジェクト紐付き買収ファイナンスの場合

EPFI は、全ての既存の環境社会関連の責務が、新しい融資契約書にも確実に継続して盛り込まれるよう、合理的な措置を講じる。

原則 9：独立した環境・社会コンサルタントによるモニタリングと報告の検証

プロジェクトファイナンスとプロジェクト紐付きコーポレートローンの場合

全てのカテゴリーA のプロジェクトと、カテゴリーB プロジェクトのうち必要とされるプロジェクト¹⁰について、フィナンシャル・クローズ（Financial Close）から貸出期限までに渡り、プロジェクトが EP を遵守していることを確認し、モニタリングと報告が継続的に確実に実行されるよう、EPFI は顧客に対し、独立したモニタリングと報告を求める。モニタリングと報告は、独立した環境・社会コンサルタントによって実施されるべきであるが、代替案として EPFI は顧客に対し、モニタリング情報を検証するために資格を有する経験豊富な外部専門家を雇い、その情報が原則 8 (b) で要求される頻度で EPFI に提供されることを求める。

上記と関連し、国、地方もしくは地域政府、政府省庁や政府機関へのプロジェクト紐付きコーポレートローンのモニタリングといった特別なケースにおいては、EPFI は独立した環境社会コンサルタントによるモニタリングを要求するか、EPFI による内部的モニタリングに依拠するかを決定することが出来る。

¹⁰ 脚注2を参照

加えて、この決定に際し、国際開発金融機関やOECDのECA（輸出信用機関）のモニタリングの内容を考慮に入れることも可能である。

原則 10：情報開示と透明性

顧客に対して求める情報開示要件

原則 5 に定める情報開示要件に加えて、以下を顧客に対して情報開示するよう求める。

全てのカテゴリ-A のプロジェクトと、カテゴリ-B プロジェクトのうち必要とされるプロジェクトについて；

- ・ 顧客は、少なくとも、**ESIA** の要約をオンライン上で開示し、その中に、適切な場合は、人権と気候変動に係るリスクと影響の要約を含めることを確約する¹¹。
- ・ 顧客は、プロジェクト操業期間中の**GHG** 排出量が **CO₂** 換算で年間**10** 万トン超の場合、その **GHG** 排出量（スコープ 1 とスコープ 2 の合計、そして適切な場合には、**GHG** 排出効率値¹²）を毎年公表する。**GHG** 排出量の公表についての詳細は付属書 A を参照。
- ・ **EPFI** は顧客に対し、それらのデータにアクセスすることで将来の決定や調査の応用への再利用が可能になるような様式や状態で、機密情報に該当しないプロジェクト固有の生物多様性データを、地球規模生物多様性情報機構¹³（**GBIF**）や、国内および国際的なデータリポジトリと共有することを促す。

EPFI に求める情報開示要件

EPFI は、少なくとも年に 1 回、フィナンシャル・クローズした案件および **EP** の実施プロセスや実績について公表する。**EPFI** は、付属書 B に記載されている最低限の情報開示要件に従い、守秘義務を適切に考慮した上で、公表する。

V. 免責条項

EP は、個別金融機関の内部の環境・社会に関する方針・手順および実務を策定するためのベースラインおよび枠組みである。**EP** は、いかなる個人、公的機関または私企業に、いかなる権利や債務も生じさせるものではない。金融機関は、自主的に、かつ独立して **EP** を採択し実施するもので、**IFC** や世界銀行グループ、**EP** 協会（**Equator Principles Association**）、あるいは他の **EPFI** に依存することも訴求することもない。守秘義務を含む、適用する法律・規制と、**EP** で定める要求事項とが明らかに相容れない場合、適用される現地国法・規制が優先する。

¹¹ プロジェクト紐付きリファイナンスとプロジェクト紐付き買収ファイナンスは除く

¹² 必要に応じ、関連性があり、一般的に認められている、産業別**GHG**効率値を提供することを検討しなければならない。エネルギー消費の高い産業については、排出係数に関連する指標を提供することは重要である。例えば、経済生産単位あたり排出量（例：生産高、従業員数、もしくは付加価値）が広く使用されている（**TCFD Implementation**、2017年6月版、別紙17頁）。

¹³ www.gbif.org/を参照。

付属書 エクエーター原則/赤道原則適用に関する要求事項

付属書に記載されている要求事項はEPにおいて不可欠な部分である。

付属書 A – 気候変動：代替案分析、温室効果ガス排出量の算定と情報開示

代替案分析

代替案分析は、プロジェクトの設計・建設・操業の各期間を通してプロジェクト関連のGHG排出量を削減する、技術的・採算的に実行可能で費用対効果の高い選択肢について評価する。

スコープ 1排出量について、代替案分析は、環境に配慮した実行可能な最良の選択肢を特定するよう努めるもので、該当する場合は、代替可能な燃料やエネルギー源についての検討を含む。代替案分析が規制当局の許認可プロセスで求められる場合は、そのプロセスの要求に沿った手順と時間軸に従う。高炭素セクターのプロジェクトの場合、代替案分析は、採用した技術について、相対的なエネルギー効率性や、必要に応じて、GHG効率値を含め、その国もしくは地域の同業種で使用されている他の実行可能な技術との比較も含める。

高炭素セクターは、以下のセクターを含むとされるが、これに限られるものではない – 石油・ガス、火力発電、セメント・石灰製造業、一貫製鉄所、ベースメタルの製錬業・精錬業、鑄造業、製紙工場、場合によっては農業。

代替案分析後、顧客は適切な文書を作成し、各選択肢が技術的・採算的に実行可能で費用対効果の高いものであることを示す証拠と、何故検討された技術が選択されなかったのかを正当化する理由を提供する。これは適用される基準（例えばIFCパフォーマンススタンダード第 3 項）の要求水準を修正する、あるいは緩和するものではない。

排出量算定と情報開示

GHG排出量は、プロジェクト、組織、管轄区域に跨って集計や比較することを可能とするため、GHGプロトコル¹⁴に沿って算定されなければならない。所在国の報告方式がGHGプロトコルに沿うものであれば、顧客はその報告方式を使用することも可能である。顧客は、スコープ1とスコープ2の排出量を算定する。

EPFI は、顧客に対して、操業期間中にGHG排出量が CO₂ 換算で年間 10 万トンを超えるプロジェクトについて、GHG排出量(スコープ 1 とスコープ 2 の合計)と、必要に応じ、GHG効率値を毎年公開することを求める。また、年間排出量が (CO₂ 換算で) 2 万 5,000 トンを超えるプロジェクトについても、排出量を公表するよう促す。情報開示に関する要求事項は、所在国の規制当局より求められている報告もしくは環境影響評価、またはカーボン・ディスクロージャー・プロジェクト (Carbon Disclosure Project) のような自主的な報告メカニズムで、プロジェクト単位での排出量報告を含むものでも充足可能である。

適切な場合には、EPFIは顧客に代替案分析の概略をESIAの一部として開示するように促す。案件によっては、代替案分析結果の全開示、あるいはプロジェクト単位での排出量の公表が適切ではない場合もありうる。

気候変動リスクアセスメント

気候変動リスクアセスメントは、以下の問いについて大まかに検討しなければならない：

¹⁴ GHGプロトコルは、操業において発生するGHGを算出し管理するための、総合的な国際的基準のフレームワークに基づいている。ghgprotocol.orgを参照。

- ・ プロジェクトの操業において、現在そして潜在的な気候リスク（TCFDで定義される、移行リスクおよび／または物理的リスク）は何か
- ・ 顧客はこれらのリスクを管理（緩和、移転、受容、制御）するための計画、プロセス、ポリシーおよびシステムを有しているか

このアセスメントは、必要に応じ、所在国の気候変動約束草案へのプロジェクトの適合性を検討しなければならない。

付属書 B – エクエーター原則/赤道原則採択金融機関による情報開示に係る最低要件

EPFI は年 1 回、以下に詳述する全ての要件に従い情報を開示する。開示情報は、いかなる個人情報も含まない。

EP 適用件数と実施状況に関する開示

EP 適用件数と実施状況に関する開示は、EPFI の責任で行う。情報は同一箇所でアクセス可能なフォーマットで EPFI のウェブサイト上で開示される。

EPFI は、すべての EP 適用件数と実施状況に関する報告について、その対象期間を（開始日、終了日）明記する。

FA 業務に関する EP 適用件数

EPFI は、報告対象期間に FA 業務のマンデートを取得した案件数を開示し、セクター・地域別内訳を表示する。

FA 業務の EP 適用件数は、プロジェクトファイナンスと PRCL とは別に表示する。FA 業務の場合、プロジェクトの多くは初期段階にあって全ての情報が得られないことがあるため、FA 業務の EP 適用件数開示においては、カテゴリー別の内訳と独立したレビューの実施状況についての情報を除外してもよい。

プロジェクトファイナンスと PRCL に関する EP 適用件数

EPFI は、報告対象期間中にフィナンシャル・クローズしたプロジェクトファイナンスの合計案件数と PRCL の合計案件数を開示する。

プロジェクトファイナンスと PRCL 毎にカテゴリー別の内訳（A、B、C）を示した上で、さらに以下の分類での件数を表示する。

- ・ セクター（鉱業、インフラ、石油・ガス、電力、その他）
- ・ 地域（米州、欧州中東アフリカ、アジア太平洋）
- ・ 指定国か否か（指定国もしくは指定国以外の国）
- ・ 独立したレビューが実施されているか否か

プロジェクトファイナンスと PRCL のデータは別々に表示する。

プロジェクト紐付きリファイナンスとプロジェクト紐付き買収ファイナンスに関する EP 適用件数

EPFI は、報告対象期間中にフィナンシャル・クローズしたリファイナンスと買収ファイナンスのそれぞれの合計案件数を開示する。

リファイナンスと買収ファイナンス毎に以下の件数を表示する：

- ・ セクター（鉱業、インフラ、石油・ガス、電力、その他）
- ・ 地域（米州、欧州中東アフリカ、アジア太平洋）
- ・ 指定国か否か（指定国もしくは指定国以外の国）

プロジェクトファイナンスのプロジェクト紐付きリファイナンスもしくはプロジェクト紐付き買収ファイナンスである場合、EPFI は後述のプロジェクトファイナンスにおける個別プロジェクトのデータ開示にも従う。

ブリッジローンに関する EP 適用件数

ブリッジローンに関する EP 適用件数開示は、その性質上、開示する必要がない。

EP の実施状況に関する報告

EPFI は、以下の内容を含む、EP の実施状況について報告する。

- ・ EP 担当部署 (Equator Principles Reviewers) の権限 (例えば職責と人員)
- ・ 案件レビュープロセスにおける EP 担当部署と営業担当部署、シニアマネジメントの役割
- ・ 信用・リスク管理方針および手続における EP の導入状況

EP 採択の初年度に EPFI は、社内準備と社員の研修について詳細を報告する。次年度以降も EPFI は必要に応じて社員の継続的な研修について情報を提供する。

プロジェクトファイナンスにおける個別プロジェクトのデータ開示 (該当するリファイナンスと買収ファイナンスも含む)

EPFI は EP 協会のウェブサイト上で開示するために、EP 協会事務局に個別プロジェクトのデータを直接提出する。

個別プロジェクトのデータ開示はフィナンシャル・クローズしたプロジェクトファイナンスに要求されると共に、フィナンシャル・クローズしたプロジェクト紐付きコーポレートローンにも推奨され、以下の条件に従う。

- ・ 顧客同意を取得すること
- ・ 現地法・規制に則っていること
- ・ データ開示により、特定の法域において EPFI に追加的責務が発生することが一切ないこと

個別プロジェクトのデータ開示の一貫性を確保するために、シンジケートを組むEPFIは、マンドートリードアレンジャーもしくは環境エージェントがシンジケート団に代わって顧客同意を取得することができるよう、調整しなければならない。実現可能性がない場合には、各EPFIが個別に顧客と連絡を取り、適切と判断する時点において、ただしフィナンシャル・クローズ前までに顧客同意取得する。

EPFI は以下の個別プロジェクトに関するデータを直接、もしくはリンクを張ることで報告する。

- ・ プロジェクト名 (融資契約書上の名称、または 一般に認知された名称)
- ・ フィナンシャル・クローズした年 (暦年)
- ・ セクター (鉱業、インフラ、石油・ガス、電力、その他)
- ・ 所在国名

EPFI によっては、自社の情報開示の一環として個別プロジェクトのデータ開示を企図するところもあるだろうが、これらの情報開示は EPFI の義務ではない。

別紙 補足情報

別紙 I 用語集

ここで定義されていない用語については、EP は IFC パフォーマンススタンダードで述べられている定義を使用する。

Acquisition Finance (買収ファイナンス)

プロジェクトや、プロジェクトを独占的に所有するもしくは株式の過半を保有し、プロジェクトの実質的な支配権を有する事業会社の買収を目的とする融資。

Affected Communities (影響を受ける地域社会)

プロジェクトによって直接的に影響を受ける地域内にあるコミュニティー。

Assessment (アセスメント)

Environmental and Social Assessment (環境・社会アセスメント) を参照。

Assessment Documentation (アセスメント文書)

Environmental and Social Assessment Documentation (環境・社会アセスメント文書) を参照。

Asset Finance (アセットファイナンス)

航空機、貨物船、設備などの資産購入を目的とする融資であって、当該資産に担保設定するもの。

Bridge Loan (ブリッジローン)

事業に対して、より長期間の資金を調達するまでの、繋ぎ資金 (ローン)。

Buyer Credit (バイヤーズクレジット)

中長期輸出金融で、輸出者サイドの銀行もしくは金融機関が輸入者もしくは輸入サイドの銀行に融資するもの。

Climate Physical Risk (気候物理的リスク)

気候変動に起因したリスクで、個別事象に起因するもの (急性) ないし、より長期的な気候パターンの変化 (慢性) がありうる。急性の物理的リスクは、サイクロン、ハリケーン、または洪水などの異常気象事象の激化など、事象に起因するものを指す。慢性の物理的リスクは、海面上昇や長期的な熱波の原因となり得る気候パターンの長期的な変化 (例: 長期にわたる高温) を指す。(出典: TCFDによる提言、2017年6月版)

Climate Transition Risk (気候移行リスク)

低炭素経済への移行に適応することに伴い生じるリスクであり、以下を含む: 排出量の制約、炭素税やその他の政策による課税、水や土地の利用制限やインセンティブといった政策や法的リスク、技術や市場変化に起因する需要と供給の移行、低炭素や気候変動へのレジリエンスのある経済への移行に係る組織の影響に対する、顧客や社会認識の変化を反映したレピュテーションリスク (出典: TCFDによる提言、2017年6月版)

Critical Habitats (非常に重要な生息地)

生物多様性で高い価値を有する地域であり、以下を含む。(i) 絶滅危惧 IA 種または絶滅危惧 IB 種にとって非常に重要な生息地、(ii) 固有種または生息地域限定種にとって非常に重要な生息地、(iii) 回遊性種または群れを成す種の世界的に重要な集合体を支える生息地、(iv) 極めて危機的または独特な生態系、あるいは(v) 重要な進化過程に関係する地域。

Critically Endangered and/or Endangered Species (絶滅危惧IA種または絶滅危惧IB種)
国際自然保護連合 (IUCN) のレッドリストに絶滅危惧IA種または絶滅危惧IB種として記載されている種¹⁵。

Designated Countries (指定国)

市民と自然環境を守るために構築された強固な環境・社会に関するガバナンス、法体系組織を有すると見なされる国。EP協会は前述の領域における各国のパフォーマンスについて、独自の評価を実施しない。評価の代わりとして、EP協会は、指定国について、OECD加盟国であること、および世界銀行の高所得国リストに掲載されていることを求める。EP協会は四半期毎にこれらの情報を確認しその変更を指定国リストに適切に反映する。指定国リストはEP協会ウェブサイトに掲載される。

Effective Operational Control (プロジェクトの実質的な支配権)

顧客のプロジェクトに対する直接的な支配 (オペレーターまたは主要な株主として) と、間接的な支配 (例えば顧客の子会社がプロジェクトのオペレーターである場合など) の両方を含む。

Environmental and Social Assessment (Assessment) (環境・社会アセスメント: アセスメント)

立案されたプロジェクトが影響を及ぼす地域内の、潜在的な環境・社会リスクと影響 (必要とされる場合、人権および気候変動へのリスクと影響を含む) を特定するプロセス。

Environmental and Social Assessment Documentation (Assessment Documentation) (環境・社会アセスメント文書: アセスメント文書)

アセスメントの一環としてプロジェクトのために準備される一連の文書。文書のカバーする範囲、詳細度合いはプロジェクトの潜在的な環境・社会に対するリスクと影響の大きさに応じたものとする。プロジェクトが人権への負の影響をもたらす可能性がある場合、アセスメント文書はそれらの影響の評価も含むべきである。アセスメント文書の例は、環境・社会影響評価書 (Environmental and Social Impact Assessment、ESIA)、環境・社会マネジメントプラン (Environmental and Social Management Plan、ESMP)、あるいはより範囲を狭めた文書 (検査、リスク評価、危険評価、プロジェクト特有の環境認可など)。非技術的環境要約 (Non-technical environmental summary) も、より広い範囲のステークホルダー・エンゲージメントのプロセスの一部として一般に公開される場合には、アセスメント文書を補強するものとして採用可能。

Environmental and Social Impact Assessment (環境・社会影響評価書: ESIA)

プロジェクトの潜在的な環境・社会リスクと影響に関する包括的な文書。通常 ESIA は、環境もしくは社会に対する著しい影響を生み出す可能性が高い特定の物理的要素、側面、および設備を有する新規開発案件、もしくは大規模拡張案件の際に作成される。ESIA に通常含まれる環境・社会問題の概要は別紙IIを参照。

Environmental and Social Management Plan (環境・社会マネジメントプラン: ESMP)

アセスメントによって明らかにされたリスクと影響を、回避・最小化・代償とオフセットを通じて緩和するための顧客の義務を要約したもの。その種類は、通常の軽減措置の概要説明から、より包括的なマネジメントプランに関する一連の報告まで様々である (例、水管理計画、廃棄物管理計画、住民移転計画、先住民族に対する計画、緊急時への備えと対応策、設備廃棄計画など)。ESMP の詳細さ、複雑さの程度や、対応策の優先順位はプロジェクトの潜在的リスクと影響の大きさに応じて決まる。ESMP の定義と特徴は、IFC パフォーマンススタンダード第1項にあるマネジメントプログラム (Management Programs) と概ね同じである。

¹⁵ その他のリストに基づく非常に重要な生息地の決定は、以下の通り行われる: (i)IUCNのガイダンスを満たす国においてその種が国や地方政府により絶滅危惧IA種または絶滅危惧IB種に指定されている場合、非常に重要な生息地の決定が適格な専門家によるコンサルテーションによってプロジェクト単位で実施される。そして(ii)国や地方政府のカテゴリー分類がIUCNに合致しない場合 (国によってはより一般的に「保護種」や「制約的な」と表記することもある)、リスト記載の論理的根拠や目的を判断するためにアセスメントが実施される。この場合、非常に重要な生息地の決定はそのアセスメントに基づいて決定される。

Environmental and Social Management System (環境・社会マネジメントシステム : ESMS)

企業レベルもしくは、プロジェクトレベルでも適用できる、環境・社会、衛生、安全にわたるの全般的な管理制度のこと。本システムは、プロジェクトについて継続的にリスクと影響を特定し、評価し、管理するように設計される。本システムは、マニュアルおよび関連文書から構成され、その中には、方針、マネジメントプログラムと計画、手続、要求事項、評価指標、責務、研修、環境・社会的課題に関する定期的な監査・検査、などを含み、環境・社会課題にはステークホルダー・エンゲージメントと苦情処理メカニズムが含まれる。本システムは、ESMP または EP アクションプランが実施されるための最も重要な枠組みである。本用語は、状況に応じて、プロジェクトの建設期間中のシステム、またはプロジェクトの操業期間中のもの、あるいはその両方を指す。

Equator Principles Action Plan (エクエーター原則アクションプラン : EPAP) 、もしくは Environmental and Social Action Plan (環境社会アクションプラン : ESAP)

EPFI のデューデリジェンスの結果として策定されるもので、EP が定める適用基準を満たすために、アセスメント文書、ESMP、ESMS、ステークホルダー・エンゲージメントに係るプロセス文書などとの乖離に対して必要な対策 (アクション) を明らかにし、その優先順位をつけるものである。EPAPは、一般的に表形式で表わされ、軽減措置(mitigation measures)およびアセスメントを補完するための追加調査や明確な計画をリストアップする。

Equator Principles Association(EP 協会 : EPA)

EP の管理、運営、発展を目的とした、EPFI をメンバーとする非法人組織。EP 協会事務局 (The Equator Principles Association Secretariat) は、EPA の日常業務を担当し、その中にはEPFI による個別プロジェクトのデータの照合も含まれる。詳細は EPA のウェブサイトを参照。

Equator Principles Reviewers (エクエーター原則/赤道原則に基づくレビュー担当者)

EP が適用される案件の環境・社会レビューの責任を持つ EPFI の従業員。その担当者は、社内で EP 適用について任命された独自の EP チーム、もしくは営業、審査、サステナビリティ関連 (あるいはその類似の) 部署および本部担当者である場合がある。

Export Finance (輸出金融)

(輸出信用とも言う) 輸出される財・サービスの海外バイヤーにとって、代金の支払い期を先に延ばす効果のある保険、保証、金融取引のこと。輸出金融は通常、短期、中期 (返済期間2 から5年)、長期 (通常5年超) に分かれる。

Financial Close (フィナンシャル・クローズ)

借入の最初の資金引き出しまでに必要な条件が充足された日、もしくは条件の履行が免除された日。

Financial Threshold (金額基準)

EPフレームワークの適用の一環として適用される金額基準。EPフレームワークの適用 (デューデリジェンス実施や独立した環境社会コンサルタントに助言を求めることを含む) に際し、多額のコストが生じることや、潜在的な負の環境社会影響が相対的に大きいと予想される大規模プロジェクトの複雑性に基づくもの。

Free, Prior, Informed, Consent (先住民族の自由意思による、事前の十分な情報に基づく同意 : FPIC)

FPIC について普遍的に受け入れられた定義は存在しない。FPIC は顧客と影響を受ける先住民族のコミュニティの間での善意ある交渉を通じて、情報を得た上での協議と参画プロセスを拡大し、意思決定において先住民族の意味ある参加を確実にし、合意を得ることに焦点を当てる。FPIC は影響を受ける先住民族全員の合意を必要とするものではなく、個人もしくは少数グループに拒否権を与えるものでもない。顧客に対しては彼らがコントロールできない事柄について合意することは求めない。

Global Biodiversity Information Facility (地球規模生物多様性情報機構：GBIF)¹⁶

世界の全ての生物に関する情報を自由に閲覧できることを目的として、参加政府の出資によって設立した国際的なネットワークおよび研究機関。GBIFは、コミュニティーにより開発され進化し続ける生物多様性情報の標準データ形式を利用しており、それにより様々な情報源から集められた生物多様性情報を集積することが可能となる。GBIFの目的は、生物多様性に関する健全な科学的根拠を提供することで、経済的社会的利益の創出と持続可能な発展を実現することである。

Human Rights (人権)

すべての人の尊厳と平等性を確保することを目的とした複数の国際的基準の中に記載されている。すべての人は差別無くそれを享受できる資格を有している。少なくとも、人権は国際人権章典 (International Bill of Human Rights) に記載のあるもの - つまり世界人権宣言 (Universal Declaration of Human Rights)、市民的および政治的権利に関する国際規約 (International Covenant on Civil and Political Rights、ICCPR)、経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約 (International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights) そして、労働における基本的原則および権利に関するILO宣言 (International Labour Organization's Declaration on Fundamental Principles and Rights at Work) で述べられている、基本的権利関係の原則 - である。

Independent Environmental and Social Consultant (独立した環境・社会コンサルタント)

EPFI が受け入れ可能で、(顧客に直接関係のない) 適格な独立コンサルティング会社もしくは個人コンサルタント。

Independent Review (独立したレビュー)

ESMP、ESMS、ステークホルダー・エンゲージメントプロセスを含んだ、アセスメント文書に対するレビュー作業で、独立した環境・社会コンサルタントによって行われる。

Indigenous Peoples (先住民)

「先住民」の普遍的に受け入れられた定義はない。先住民は、国によっては、「先住少数民族」、「原住民」、「山岳民族」、「少数国民」、「指定民族」、「ファーストネーション」、あるいは「部族集団」と呼ばれることがある。IFCパフォーマンススタンダード第7項にあるように、「先住民」という用語は、以下の属性を様々な度合いで有し、明確に区別できる社会的、および文化的グループを総称的に指すのに用いられる：

- ・ 明確に区別できる固有の文化的グループのメンバーとしてのアイデンティティの自覚、および、そのアイデンティティの他者による認識
- ・ プロジェクトエリア内の、地理的に明確に区別できる居住地、または代々受け継がれたテリトリー、ならびに、これら居住地およびテリトリーにある自然資源との共同体的な繋がり
- ・ 主たる勢力をなす社会または文化のものとは異なる、慣習文化的、経済的、社会的または政治的な制度
- ・ 多くの場合、彼らが住んでいる国または地域の公用語とは異なる固有の言語または方言

先住民の権利に関する国際連合宣言といった国際連合 (United Nations UN) の人権条約は、世界の先住民メンバーの権利の枠組みを提供するための、国際文書の核を成している。加えて、国によっては、先住民保護のための、法制度の制定、もしくは、その他の国際条約または地域条約に批准している。それらは各国において考慮されなければならない。

Informed Consultation and Participation (十分な情報を提供した上での協議と参画)

詳細な意見や情報交換を行い、体系化された対話形式の協議。顧客は、影響を受ける地域社会 (Affected Communities) が直接受ける影響 (提案された軽減措置、開発による利益と機会の分配、プロジェクト実施に伴う課題など) に関する地域社会の意見を、顧客の意思決定プロセスに組み込む。

¹⁶ www.gbif.orgを参照。

Known Use of Proceeds (資金使途)

顧客によって提供される、借り入れられた資金が何に使用されるかという情報。

Mandated Equator Principles Financial Institution or Mandated Financial Institution

(マンドートを取得した EP 採択金融機関、もしくはマンドートを取得した金融機関)

顧客からプロジェクトまたは取引実行のための銀行業務の委任を受けた金融機関。

Non-Designated Countries (指定国以外の国)

EP 協会ウェブサイトの指定国リスト上にない国または地域 (Designated Countries (指定国) も参照)。

Operational Control (プロジェクトに対する支配)

Effective Operational Control (プロジェクトの実質的な支配権) を参照。

Other Stakeholders (その他のステークホルダー)

プロジェクトの直接的な影響は受けないが、利害関係がある者。国・地方当局、隣接するプロジェクト、または非政府組織 (NGO) なども含まれる場合がある。

Paris Agreement (パリ協定)

気候変動に関する国際連合枠組条約に基づく協定。2015年12月12日に採択され、2016年11月4日に発効 (UNFCCC Dec 1/CP.21 (2015) UN Doc FCCC/CP/2015/10/Add.1)。

Project (プロジェクト)

プロジェクトとは、セクターを問わずその所在位置 (所在位置は必ずしも隣接している必要はなく、1箇所以上の地理的領域に位置していてもよい) が特定できる開発行為のこと。生産物もしくは機能の重大な変更をもたらす、既存事業の拡張もしくは改修を含む。EP 適用対象となるプロジェクトの例は以下の通り (ただし以下の例に限定されるものではない)。発電所、鉱山、石油・ガスプロジェクト、化学工場、インフラ開発、生産工場、大規模不動産開発、配慮を要する地域 (Sensitive Area) での不動産開発、その他環境または社会への重大なリスクや影響をもたらすもの。既に開発された地域と未開発の地域の両方における、新規開発、拡張や更新も含まれる。輸出信用機関が参加する案件の場合、輸出先の新規の商業、インフラ開発、工業関係の案件もプロジェクトと見なされる。

Project Completion (プロジェクトの完工)

プロジェクトが完了、操業、特定の事前に定義された基準 (通常は完成検査と定義される) に達した日付を指す。この日付以降、プロジェクトのキャッシュフローは返済の第一の手段となる。

Project Development Lifecycle (プロジェクト開発ライフサイクル)

プロジェクトの開発から実行までのすべてのプロセスを指す。これは、設計、計画、建設、生産、閉鎖、廃棄やプロジェクトサイトの復元だけでなく、供給品の調達、許可、許認可やライセンスの取得、ファイナンスと返済期間を含む。ライフサイクルは、単純なプロジェクトの場合は1年、大型のプロジェクトでは15年以上にも渡ることもある。

Project Finance (プロジェクトファイナンス)

プロジェクトファイナンスは、貸出人が、プロジェクトからの収入を債務返済の原資かつ与信の担保として見なして貸出す方法。この方式の資金調達は概ね大型で、複雑かつ巨額な費用を要する設備向けで、発電所、化学処理工場、鉱山、交通インフラ、環境、通信インフラなどが例として含まれる。このような案件では、通常、貸出人に対する返済原資の全てもしくは殆どが、そのプロジェクトからの生産物の売買契約から生み出される収益から生じ、例えば発電所が売る電力がこれに該当する。通常、顧客は、特別目的会社で、その設備の開発・所有・操業以外の事業を行うことは禁止されている。つまり、返済原資はプロジェクトのキャッシュフローとプロジェクト資産の担保価値に依拠する。2005年11月、バーゼル銀行監督委員会「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化」(Basel II)を参照のこと。鉱業などの採掘産業における、ノンリコース型で、資金が単独の資源 (例えば油田や鉱山) の開発に使用されるようリザーブ・ベース・ファイナンスは、EP の範囲内のプロジェクトファイナンスと見なす。

Project Finance Advisory Services (プロジェクトファイナンスアドバイザーサービス : FA 業務)

開発案件の資金調達について助言を行う業務で、資金調達の選択肢にプロジェクトファイナンスが含まれるものを言う。

Project-Related Corporate Loans (プロジェクト紐付きコーポレートローン : PRCL)

事業会社(民間、公的、国有もしくは政府支配下にあるもの)向けのコーポレートローンで、新規開発、物理的な拡張のいずれかに該当するプロジェクト紐付きで、資金使途(Known Use of Proceeds)が以下の(a)もしくは(b)を満たすプロジェクト向けの案件。

- (a) 貸出人は、(プロジェクトファイナンスと同様に)プロジェクトからの収益を主要返済原資と見なすが、貸出はその顧客の信用力もしくは親会社の保証に依拠する。
- (b) 融資関係書類において総借入額の過半が、あるプロジェクト向けであることが明示されていること。ここでいう融資関係書類は、タームシート、インフォメーション・メモランダム、融資契約書、その他資金借入れのために顧客によって提供される関係書類を含む。

上記は政府が保有する企業向け、または政府に代わって商業目的を遂行するために政府によって創業された事業会社向け融資を含む。全てのカテゴリ-Aと、カテゴリ-Bのうち必要とされるプロジェクトについては、国、地方政府、政府省庁向け融資を含む。

プロジェクト紐付きコーポレートローンは、バイヤーズクレジット型の輸出金融を含むが、サプライヤークレジット型の輸出金融は含まない(顧客がプロジェクトの実質的な支配権を有さないため)。更に、プロジェクト紐付きコーポレートローンは、プロジェクト向けのファイナンスではない、アセットファイナンス、ヘッジ、リース、信用状取引、一般資金、運転資金、等の金融商品を除く。

Refinance (リファイナンス)

既存の融資を新規融資に置き換えるプロセスのことを指し、新規融資はデフォルト状態またはそれに近い状態でない既存融資の返済(完済)の為に使用される。

Scope 1 Emissions (スコープ1 (直接排出量))

プロジェクトの敷地境界内の所有または管理する施設から直接排出されるGHGのこと。

Scope 2 Emissions (スコープ2 (間接排出量))

プロジェクトの敷地境界外で生産されたエネルギーをプロジェクトのために使用することで間接的に排出されるGHGのこと。

Sensitive Area (配慮を要する地域)

国際的、国家的、地域的に重要な地域。湿地、高い生物多様性の価値を持つ森林、考古学的あるいは文化的価値のある地域、先住民族や他の社会的弱者にとって価値のある地域、国立公園と国あるいは国際法で保護されているその他の地域など。

Stakeholder Engagement (ステークホルダー・エンゲージメント)

外部とのコミュニケーション、環境・社会に関する情報開示、参画、十分な情報を与えられた協議、苦情処理メカニズム、について規定したIFCパフォーマンススタンダードを参照する。EPでのStakeholder Engagementは原則5で定義された全体的要件も参照のこと。

Supplier Credit (サプライヤーズクレジット)

輸出業者が海外の輸入業者に供与する中長期の輸出与信。

TCFD Recommendations (TCFDの提言)

2017年6月15日に公表された、気候関連財務情報開示タスクフォースによる提言を指す。詳細は、<https://www.fsb-tcf.org/>を参照。

United Nations Guiding Principles on Business and Human Rights (国連ビジネスと人権に関する指導原則：UNGPs)

ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合「保護、尊重および救済」枠組実施のために
(Guiding Principles on Business and Human Rights: Implementing the United Nations “Protect, Respect and Remedy” Framework United Nations, New York and Geneva, 2011) を指す (HR/PUB/11/04参照)。

Workers (労働者)

プロジェクトサイトで働く為に顧客によって直接的もしくは間接的に雇用された、フルタイム労働者、パートタイム労働者、請負業者、下請業者や臨時職員といったすべての労働者を指す。

別紙Ⅱ 環境・社会アセスメント文書に記載すべき、潜在的な環境・社会問題についての参考リスト

下記リストは、アセスメント文書に取り入れられる可能性がある項目についての概略。このリストはあくまでも参考としての例示である。個々のプロジェクトの環境・社会アセスメントのプロセスで、リスト上の全ての項目が当てはまる場合もあれば当てはまらない場合もあり、また全てのプロジェクトに関連するものでもない。

アセスメント文書は、必要な場合には、以下を含む：

1. 環境・社会状況のベースラインの評価
2. 実施可能な、環境・社会的に望ましい代替案の検討
3. 現地国の法規制、ならびに、**2015年パリ協定**を含む、適用すべき国際条約および国際協定の要求事項
4. 生物多様性の保護と保全（絶滅危惧種および改変された生息地・自然生息地・非常に重要な生息地における影響を受けやすい生態系を含む）、ならびに法定保護地域の確認¹⁷
5. 再生可能な自然資源の持続可能な管理および使用（適切な独立した認証システムを通じた持続可能な自然資源の管理を含む）
6. 危険物質の使用および管理
7. 主要な災害の評価および管理
8. 効率的な生産：生産スケール・ファクターあたりのエネルギー消費量の合計¹⁸、配送、および使用
9. 汚染の予防および廃棄物の最小化、汚染防止（液体排出物および大気排出物）、ならびに、廃棄物管理
10. 温室効果ガスの排出レベルと排出係数
11. 水の使用量、水集約度、水源
12. 土地被覆、土地使用方法
13. 物理的気候リスク、適応可能性、および天候パターンや気候条件が変化する場合でのプロジェクトの事業継続性の検討
14. 既存のプロジェクト、計画されているプロジェクト、および将来的に予測されるプロジェクトの累積影響
15. 実質的もしくは潜在的な人権への負の影響の検討。もし影響が確認されなかった場合は、評価において、どのステークホルダーグループや（もし存在する場合には）脆弱な人々に対する影響が検討されたかということも含め、人権リスクが存在しないという決定にどのように行き着いたのかという説明。
16. 労働問題（4つのコアとなる労働基準を含む）、ならびに労働安全衛生
17. プロジェクトの設計、レビュー、実施段階における、影響を受ける当事者に対するコンサルテーションと、当事者による協議参加
18. 社会経済的影響
19. 影響を受ける地域社会、ならびに、不利な条件におかれたグループまたは

¹⁷ プロジェクトによっては、その地域の保全に貢献するように設計されている場合を除き、特定の地域にある場合には融資をすることができない可能性もある。このような地域は非常に重要な生息地に関するアセスメントにおいて特定されなければならない。可能な限りEPFIの融資のプロセスにおける早期の段階で注意喚起されなければならない。これらは以下を含む：ユネスコ世界遺産（United Nations Educational, Scientific and Cultural Organisation (UNESCO) Natural and Mixed World Heritage Sites）や、ゼロ絶滅の為の同盟（Alliance for Zero Extinction (AZE)）の指定基準を満たす地域。IFCパフォーマンススタンダードガイダンスノート6（2019年2月版）を参照。

¹⁸ この変更と10)から13)については、TCFD提言（別添8頁目）に影響されたものである。

脆弱なグループに与える影響

20. ジェンダーに対する影響、およびジェンダー不均衡による影響
21. 土地取得および非自発的移転
22. 先住民族、ならびに、彼らが伝統的な所有権を有している、もしくは慣習的に使用下にある土地や自然資源を含む、固有の文化的制度および文化的価値に与える影響
23. 文化財および文化遺産の保護
24. 地域社会の衛生・安全・保安（プロジェクトにおける保安要員の使用に関するリスク、影響、および管理を含む）
25. 防火および人命の安全

別紙Ⅲ 環境・社会の持続性可能性に関する IFC パフォーマンススタンダードと、世界銀行グループの環境・衛生・安全に関するガイドライン

EP は、原則3によって、IFC の“Sustainability Framework” に関する2つの基準を、「その時適用される環境・社会基準」としている。

1. IFC パフォーマンススタンダード (PS)

2012 年 1 月以降、以下の IFC パフォーマンススタンダード (PS)¹⁹が適用開始となった。

- PS1：環境・社会に対するリスクと影響の評価と管理
- PS2：労働者と労働条件
- PS3：資源効率と汚染防止
- PS4：地域社会の衛生・安全・保安
- PS5：土地取得と非自発的移転
- PS6：生物多様性の保全および自然生物資源の持続的利用の管理
- PS7：先住民族
- PS8：文化遺産

ガイダンスノートがそれぞれのパフォーマンススタンダードに付随する。EPFI は、公式にはガイダンスノートを「その時適用される環境・社会基準」として採用していないが、EPFI および顧客は、パフォーマンススタンダードのさらなる手引き、あるいはその解釈が必要な際には、参考にすることもできる。これらは、時々アップデートされることもある（例：ガイダンスノート6は、2019年2月にアップデートされた）。

IFC パフォーマンススタンダード、ガイダンスノート、および産業セクター別 EHS ガイドラインは、IFC のウェブサイトにて入手可能。

2. 世界銀行グループ 環境・衛生・安全 (EHS) ガイドライン

世界銀行グループ環境・衛生・安全ガイドライン (EHS ガイドライン)²⁰は、IFC パフォーマンススタンダードで述べられているように、国際的な業界グッド・プラクティス (Good International Industry Practice, GIIP) を含む、技術的参照文書である。指定国以外の国に立地するプロジェクトについて一般的に受け入れ可能と考えられる実績水準・方法と、新規設備案件についても既存技術による適切なコストで達成可能な水準・方法を含む。以下の 2 種類のガイドラインが用いられる。

¹⁹www.ifc.org/wps/wcm/connect/Topics_Ext_Content/IFC_External_Corporate_Site/Sustainability-At-IFC/Policies-Standards/Performance-Standards/を参照。

²⁰ www.ifc.org/wps/wcm/connect/topics_ext_content/ifc_external_corporate_site/sustainability-at-ifc/policies-standards/ehs-guidelinesを参照

The General EHS Guidelines (一般 EHS<環境・衛生・安全>ガイドライン)

このガイドラインは、全ての産業セクターに適用できるように環境・衛生・安全について、分野横断的な情報を含んでいる。本ガイドラインは以下の項目に分けられている：環境・労働安全衛生、地域社会の衛生と安全、建設、廃棄。本ガイドラインは関係する産業セクター別 EHS ガイドラインと併用して利用することを前提としている。

The Industry Sector Guidelines (産業セクター別 EHS ガイドライン)

これらのガイドラインは、個別産業特有の影響や評価指標を含み、その産業に関する概要も含む。これらは以下のようにグループ分けされる。

| 産業セクター別 EHS ガイドライン | |
|--|-----------------------|
| Agribusiness/Food Production | 農業関連／食糧生産 |
| Annual Crop Production | 一年生作物生産 |
| Aquaculture | 水産養殖 |
| Breweries | 醸造業 |
| Dairy Processing | 乳製品加工 |
| Fish Processing | 水産加工 |
| Food and Beverage Processing | 食品飲料 |
| Mammalian Livestock Production | 畜産業 |
| Meat Processing | 食肉加工 |
| Perennial Crop Production | 多年生作物生産 |
| Poultry Processing | 鳥肉加工 |
| Poultry Production | 家禽生産 |
| Sugar Manufacturing | 製糖業 |
| Vegetable Oil Production and Processing | 植物油生産加工 |
| | |
| Chemicals | 化学 |
| Coal Processing | 石炭加工 |
| Large Volume Inorganic Compounds Manufacturing and Coal Tar Distillation | 大規模無機化合物製造およびコールタール蒸留 |
| Large Volume Petroleum-based Organic Chemicals Manufacturing | 大規模石油系有機化学品製造 |
| Natural Gas Processing | 天然ガス加工 |
| Nitrogenous Fertilizer Manufacturing | 窒素肥料製造 |
| Oleochemicals Manufacturing | 油脂化学品製造 |
| Pesticides Formulation, Manufacturing and Packaging | 農薬製剤、製造、および梱包 |
| Petroleum Refining | 石油精製 |
| Petroleum-based Polymers Manufacturing | 石油系ポリマー製造 |
| Pharmaceuticals and Biotechnology Manufacturing | 医薬品製造およびバイオテクノロジー |

| | |
|---|----------------------|
| Phosphate Fertilizer Manufacturing | リン酸肥料製造 |
| | |
| General Manufacturing | 一般製造業 |
| Base Metal Smelting and Refining | ベースメタル製錬および精錬 |
| Cement and Lime Manufacturing | セメントおよび石灰製造 |
| Ceramic Tile and Sanitary Ware Manufacturing | セラミックタイルおよび衛生用陶器製造 |
| Construction Materials Extraction | 建設用原料採収 |
| Foundries | 鋳造業 |
| Glass Manufacturing | ガラス製造 |
| Integrated Steel Mills | 一貫製鉄所 |
| Metal, Plastic, Rubber Products Manufacturing | 金属、プラスチック、ゴム製造 |
| Printing | 印刷 |
| Semiconductors and Electronics Manufacturing | 半導体および電子機器製造 |
| Tanning and Leather Finishing | 製革業 |
| Textiles Manufacturing | 織物工業 |
| | |
| Power | 電力 |
| Electric Power Transmission and Distribution | 送電および配電 |
| Geothermal Power Generation | 地熱発電 |
| Thermal Power | 火力発電 |
| Wind Energy | 風力発電 |
| | |
| Mining | 鉱業 |
| Mining | 鉱業 |
| | |
| Forestry | 林業 |
| Board and Particle-based Products | ボードおよびパーティクルベース資材の製造 |
| Forest Harvesting Operations | 林産物生産業 |
| Pulp and Paper Mills | パルプおよび製紙工場 |
| Sawmilling and Wood-based Products | 製材および木製工業品 |
| | |
| Oil and Gas | 石油・ガス |
| Liquefied Natural Gas (LNG) Facilities | 液化天然ガス (LNG) 施設 |
| Offshore Oil and Gas Development | 海洋石油・ガス開発 |
| Onshore Oil and Gas Development | 陸上石油・ガス開発 |
| | |
| Infrastructure | インフラ |
| Airlines | 航空輸送 |
| Airports | 空港 |
| Crude Oil and Petroleum Product Terminals | 原油および石油製品ターミナル |
| Gas Distribution Systems | ガス配給システム |

| | |
|-------------------------------------|-------------|
| Health Care Facilities | 医療施設 |
| Ports, Harbors and Terminals | 港湾ターミナル |
| Railways | 鉄道 |
| Retail Petroleum Networks | 石油小売ネットワーク |
| Shipping | 海運業 |
| Telecommunications | 通信 |
| Toll Roads | 有料道路 |
| Tourism and Hospitality Development | 観光および宿泊施設開発 |
| Waste Management Facilities | 廃棄物管理施設 |
| Water and Sanitation | 水および衛生施設 |
| | |